農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

別表（第五条関係）

	補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
		施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
一	（略）	（略）	（略）	（略）
	農業水利施設保全管理整備交付金			
	農業水利施設保全管理推進交付金			
	（略）			
	（削る）			
	（略）			
	（削る）			
	国産農産物生産・供給体制強化対策交付金			
	（略）			
	（削る）			
	（削る）			
	（略）			
	（削る）			
	（略）			
	（削る）			
	（略）			
	（削る）			
	（略）			
	（削る）			
	（略）			

改正前

別表（第五条関係）

	補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
		施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
一	（略）	（略）	（略）	（略）
	農業水利施設保全管理整備交付金			
	（新設）			
	（略）			
	国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金			
	（略）			
	飼料自給率向上対策費補助金			
	（新設）			
	（略）			
	先端技術活用生産・流通体制強化対策事業費補助金			
	先端技術活用生産・流通体制強化対策地方公共団体事業費補助金			
	（略）			
	環境保全型農業生産対策事業費補助金			
	（略）			
	漁業経営安定対策地方公共団体整備費補助金			
	（略）			
	水産物加工・流通等対策整備費補助金			
	（略）			
	水産物加工・流通等対策地方公共団体整備費補助金			
	（略）			
	水産試験研究拠点整備費補助金			
	（略）			